

(別紙)

Web ページ目録

「(URL は省略)」

5 「(URL は省略)」

「(URL は省略)」

「(URL は省略)」

「(URL は省略)」

「(URL は省略)」

10 「(URL は省略)」

「(URL は省略)」

(別紙)

表示目録

- 1 個別指導日本第1位
5 ●日本最大規模2、100教室、●生徒数14万人、●東証一部上場
- 2 明光の受験対策
- 3 明光の個別指導

(別紙)

顧客目録 省略

(別紙)

本件契約の定め

(「甲」は原告、「乙」は被告明光ネットワーク、「丙」は被告明光九州を指す。)

第1条 (目的)

5 本契約は、明光義塾のフランチャイズチェーン網を拡充し、甲、乙及び丙の
発展及び永続的な共存共栄関係を保持することを目的とする。

第2条 (定義)

...

10 (1) 「明光義塾」とは、明光義塾の商標及びサービスマークにより、甲が展開
する学習塾フランチャイズチェーンをいう。

...

(6) 「教室」とは、別途、甲が承認した場所において、フランチャイジー及び
丙が経営する明光義塾の学習塾をいい、(以下省略)

第3条 (エリアフランチャイズ権の付与)

15 1. 甲は、乙に対し、次に記載する地域において、明光義塾のフランチャイジー
を募集し、甲の事前の書面による承諾を得て、フランチャイジーになろうとす
る者と明光義塾フランチャイズ契約を締結してフランチャイジーとして、その
者に教室を開設、経営させるエリアフランチャイズ権を付与する。また、甲は
丙に対して、当該地域において明光義塾の教室を開設、経営するフランチャイ
ズ権を付与する。

20

エリアフランチャイズ権を付与する地域

九州全県、沖縄県、山口県

...

第4条 (名称等の使用許諾)

25 甲は、乙、フランチャイジー及び丙に対し、本契約を遵守することを条件と
して、前条に定めるエリアフランチャイズ権又はフランチャイズ権を行使する

ために、「明光義塾」の名称（「V明光義塾」を含む）、甲がその権利を有する商標、サービスマーク、ロゴ、その他「明光義塾」の象徴となるものを使用することを許諾する。（以下省略）

第5条（エリアフランチャイズ本部の業務）

5 乙は、第3条に定めた地域において、次の業務を行う。

- (1) フランチャイジーの募集
- (2) フランチャイズ教室及び直営教室（丙が直接経営する明光義塾の教室）の開設指導並びに開設後の継続的な経営指導
- (3) フランチャイジー及び丙のフランチャイズ加盟金、増設加盟金、及び更新料等の代理徴収
- 10 (4) フランチャイジー及び丙のロイヤルティ、情報システム及びデータ料の徴収
- (5) 甲に対して提出する契約に係る文書及び報告文書等の回収、管理
- (6) その他エリアフランチャイズ本部に関する業務

15 第8条（教育方針の概要）

明光義塾における教育方法等の概要は、次のとおりとし、乙は、フランチャイジーに対して、これを遵守して各教室を運営するよう指導する。また、丙はこれを遵守して各教室を運営する。

- (1) 個別指導形態による学習塾である。

20 …

- (4) 講師は、1授業につき1人から3人程度の生徒をそれぞれ個別に指導する。

…

第16条（ロイヤルティ）

「ロイヤルティ」（入会金、教室維持費、月謝、増加授業料、講習料等の合計売上入金額の10パーセントに相当する金額（消費税別））とは、フランチャイ

25 ジー及び丙が乙に対して支払う、フランチャイズ権の対価をいう。また、乙は、

甲に対して、ロイヤルティのうち第18条3項に定める割合を支払う。

第17条（情報システム等）

...

「情報システム及びデータ料」（生徒一人当たり476円（消費税別）とは、フランチャイジー及び丙が乙に対して支払う、情報システム及びそのデータの使用权を得るために要する対価をいう。また、乙は甲に対して、情報システム及びデータ料のうち第18条4項に定める金額を支払う。

第18条（手数料及び支払方法）

フランチャイジー及び丙より徴収または代理徴収した、売上に対する手数料及び支払方法は次のとおりとし、甲及び乙は、遅滞なく相手方に支払う。なお、甲及び乙は、相手方が支払いの履行を怠った場合は、遅滞分につき、年利14.6パーセントの遅延損害金を併せて請求することができる。

...

3. ロイヤルティの一部

(1) 支払い方法

乙は、毎月10日までにフランチャイジー及び丙より徴収し、当月25日までに甲に対してその17.5パーセントを支払う。

4. 情報システム及びデータ料の一部

(2) 支払い方法

乙は、毎月10日までにフランチャイジー及び丙より徴収し、当月25日までに甲に対して生徒1人当たり238円（消費税別）を支払う。

第23条（乙の遵守事項）

...

2. 乙は、甲が別途指定する書式により、入金報告書、生徒在籍移動報告書、生徒別売上集計表、週回数の報告等の報告書を、フランチャイズ教室及び直営教室から回収しとりまとめ、当月分の報告書を翌月25日までに甲に提出しなけ

ればならない。

3. 乙は、フランチャイズ教室及び直営教室に対し、各教室を運営するために必要な知識並びに技術を習得させるため、研修会の開催及びその他の指導・援助を行わなければならない。

5 4. 乙は、フランチャイズ教室及び直営教室に対し、各教室を適正に運営するために、甲及び乙が開発した、甲及び乙の合意により別に定める学習指導システム・教材・テスト・マニュアル・その他教室運営に資する各種ツールを提供しなければならない。…

第24条（乙の支援・指導）

10 乙は、フランチャイジーに対して、次の事項を支援・指導し、また、これを遵守させなければならない。また、丙はこれを遵守して各教室を運営する。

…

(5) フランチャイジー及び丙は、「明光義塾」の信用とブランドイメージを棄損することがないように注意し、(以下省略)

15 第26条（競業避止義務）

1. 乙及び丙は、直接または間接を問わず本契約継続中は、本契約に定める以外に、個別指導の学習塾を開設・運営してはならない。

20 2. 乙及び丙は、直接または間接を問わず本契約終了後3年間は、本契約存続中にフランチャイジー及び丙が教室を開設した生徒募集地域及びこれに隣接する市町村・特別区において個別指導の学習塾を開設してはならない。

3. 乙及び丙は、直接または間接を問わず本契約終了後1年間は、個別指導の学習塾を含む企業、団体、個人事業主の経営及び運営に関与してはならない。

…

25 5. 本条の解釈において、乙もしくは丙の代表者の親族・知人、または乙もしくは丙が出資関係にある法人が、個別指導の学習塾を開設または経営する場合には、乙もしくは丙が間接に経営するものとみなす。

第27条（守秘義務）

1. 乙及び丙は、甲に対し、下記事項について義務を負う。

(1) 乙及び丙は、本契約によって知り得た甲の事業上の秘密（以下「秘密情報」という。）及び甲の不利益となる事項、情報を第三者に漏らしてはならない。

5

第28条（個人情報管理）

...

3. 乙及び丙は、生徒その他の個人情報（以下「生徒等の個人情報」という。）を取得する際、（中略）当該個人情報を甲に提供することについて、本人（生徒の個人情報については生徒及び生徒の保護者）の同意を得る。

10

4. 乙及び丙は、生徒等の個人情報の取得を必要な範囲内で適切かつ公正な手段により行うものとし、前項の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用する。

5. 乙及び丙は、第23条に規定する報告書等の提出において、関係する個人情報を甲に提供する。

15

...

11. 本条で定める乙及び丙の個人情報管理義務は、本契約の終了または解除後も有効とする。

第36条（明光義塾フランチャイズ契約の解除）

フランチャイジーが以下の各号のいずれかに該当するときは、甲及び乙は、何ら通知催告することなく直ちに明光義塾フランチャイズ契約を解除することができる。

20

...

(8) ロイヤルティ等の支払を遅滞した場合、報告書の提出を怠った場合、報告書に虚偽の事項を記載した場合、その他明光義塾フランチャイズ契約に違反した場合

25

(9) 甲または乙に著しい背信行為ありと、甲または乙が認めた場合

...

(13) 法令違反または本契約違反があり、ブランドイメージを毀損した場合

第43条（契約の解除）

甲は、乙又は丙が下記事項のいずれかに該当する場合は、何ら通知催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の各条項に違反したとき

...

(3) 甲に対し、背信行為があったとき

...

(5) ロイヤルティ等の支払いを遅滞した場合、報告書の提出を怠った場合、報告書に虚偽の情報を記載した場合、その他明光義塾フランチャイズ契約に違反した場合

...

(13) 法令又は本契約違反があり、ブランドイメージを毀損したとき。

(14) 前各号の他、著しい信用悪化の事態が生じ、またそのおそれがあると甲が認めたとき。

第44条（催告解約）

乙及び丙に第43条の規定を除く本契約上の義務の違反または不履行があり、場合は、甲は本契約を解約することができる。

第46条（本契約終了後の処置）

1. 本契約が理由の如何に関わらず終了した場合、乙及び丙は、甲より付与されたエリアフランチャイズ権及びフランチャイズ権の行使を中止し、フランチャイズ展開に使用した資料及び書類を甲に返還する。また、第3条に定めた地域内に開設されたフランチャイズ教室は、甲が直接経営指導を行い、乙が徴収していたロイヤルティ、情報システム及びデータ料、報告書等の徴収についても甲が直接行う。また、第3条に定めた地域内に開設された丙は、甲

が直接経営する。

...

第48条（連帯保証人の義務）

連帯保証人は、乙が本契約に基づいて負担する債務につき、乙と連帯して債務履行の責任を負う。

以上

(別紙)

本件個別契約の定め

(「甲」は原告を、「乙」は本件各フランチャイジーを、「丙」は被告明光ネットワークを指す。)

5 頭書(4) 本契約に定める学習塾「明光義塾」のシステムは、下記のとおりであること。

① 個別指導形態による学習塾である。

第2条 (名称等の使用許諾)

10 甲は、乙に対し、本契約を遵守することを条件として、前条に定める学習塾を経営するために「明光義塾」との名称、甲がその権利を有する商標、サービス・マーク、その他「明光義塾」の象徴となるものを使用することを許諾する。但し、その使用に際しては、甲又は丙の指示に従わなければならない。

第9条 (ロイヤルティ)

15 乙は、丙に対し、ロイヤルティとして、入会金、教室維持費、月謝、講習料等前月の売上入金額の10%に相当する金額およびこれに対する消費税を毎月10日までに丙の指定する銀行口座に振込送金して支払う。但し、その振込手数料は乙の負担とする。

第11条 (支援システム費、支援協力費)

- 20 1. 乙は、丙に対し、支援システム費として前月在籍生徒数および講習生1名当たり月額1800円を支払う。
2. 丙は、乙が、乙の教室に在籍する生徒の月謝等の日本信販による引き落としシステムを導入することなどの協力に対する支援協力費として、前月在籍生徒数および講習生1名当たり月額600円を支払う。
- 25 3. 乙及び丙は、本条第1及び第2項の支払を相殺し、乙は、丙に対し、前月在籍生徒数および講習生1名当たり月額1200円を支払う。
4. 丙は、支援システム費を明光義塾全体の発展と相互利益確保のために活用す

る。

5. 丙は、支援システムの一環として、乙の経営する明光義塾に在籍する生徒に対して（中略）塾保険に加入し、その保険料は丙が負担する。

5 6. 丙は、支援システムの一環として、丙の管轄する地域において、乙の経営する明光義塾に在籍する生徒に対して教育情報並びに教育情報誌を提供する。

7. 丙は、支援システムの一環として、乙の教室に在籍する生徒の月謝等の引き落とし手数料を負担する。

8. 丙は、支援システムの一環として、類題データベースならびにそのシステムを乙に提供し、その費用は丙の負担とする。

10 9. 丙は、支援システムの一環として、生徒の入会時に明光義塾の案内ビデオを無料で作成し、その費用は丙の負担とする。

10. 丙は、支援システムの一環として、乙から丙への売上集計送信並びに丙から乙への各種資料配布に使用するため、教室のアドレスを「M-NET」に統一し、その月使用料を丙の負担とする。

15 第20条（経営技術の指導・援助）

1. 甲並びに丙は、乙に対し、営業開始前及び契約期間中、学習塾を運営するために必要な知識並びに技術を習得させるため、指導・援助を行う。

...

第23条（オーナーズクラブの加入）

20 乙は、本契約の成立と同時に明光義塾オーナーズクラブの会員資格を取得する。

...

以上